

南カリマンタン州3県・市(バンジャル県, バリト・クアラ県, バンジャルバル市)における大規模社会制限の実施

【ポイント】

- 南カリマンタン州では、新型コロナウイルス感染拡大対策として大規模社会制限を実施中のバンジャルマシン市に加え、隣接するバンジャル県, バリト・クアラ県, バンジャルバル市においても大規模社会制限が5月16日より5月29日まで実施されます。
- 南・東・北カリマンタン各州主要都市において迅速抗体検査を受けることができる主な医療機関のリストを当館ホームページに掲載しました。
- 在留邦人の皆様におかれては、引き続き、感染予防と所在の地方政府の動向を含む最新情報の入手に努めて下さい。

【本文】

1 南カリマンタン州では、新型コロナウイルス感染拡大対策として大規模社会制限を実施中のバンジャルマシン市に加え、隣接するバンジャル県, バリト・クアラ県, バンジャルバル市においても、5月16日より5月29日まで、大規模社会制限が実施されます。なお、右期間に引き続き感染拡大が認められる場合は、実施期間は延長されます。

2 バンジャル県, バリト・クアラ県及びバンジャルバル市における大規模社会制限の概要は以下のとおりです。なお、これらに違反した場合は、罰則が課される場合がありますので、ご注意ください。

(1)一般事項

期間中、手洗い及び自宅外におけるマスク着用が義務付けられる。

(2)制限分野

ア 学習活動の制限

学校等における学習活動は一時的に停止。原則、全ての学習活動は自宅にて遠隔／オンラインで行われる。

イ 就労活動の制限

職場・事務所での就労は一時的に停止され、在宅勤務となる。飲食店の営業は、持ち帰り又は配達に限定する。

ただし、以下の機関及び業種は就労制限の例外となる。

(ア)中央・地方政府機関や一定の条件に該当する国営企業・地方公営企業の事務所

(イ)以下の分野の事業所

保健衛生, 食料・食品・飲料の材料, エネルギー, 通信・情報技術, 金融, 物流, ホテル, 建設, 戦略産業, 基礎的サービス・公益企業・国家重要施設および特定施設に指定された産業, 日常の必需品の11分野。

ウ 宗教活動の制限

宗教施設は閉鎖され, 宗教活動は自宅で行う。

エ 公共施設での活動制限

公共の場所・公共施設は閉鎖される。ただし, 基礎的な生活必需品を充足するための活動(食料・食品・飲料の材料, エネルギー, 通信および情報技術, 財政・金融・支払いシステム, 物流)や日常の必需品を充足するための活動(特定の小売業, ランドリー)は例外となる。運動は集団で行わず, 自宅周辺で行う。

オ 社会・文化活動の制限

政治・スポーツ・娯楽・学術・文化等の活動は一時的に停止。結婚は禁止されないが, 多人数を招待しての披露宴は実施できない。割礼等の儀式についても, 祝会は実施できない。

カ 移動に関する制限

(ア)期間中, 私有車両や公共交通機関による移動は制限の下で利用可能。

(イ)私有車両の使用は生活必需品の充足と大規模社会制限の下でも許可されている活動に限定され, 車内でのマスク着用義務や定員の半数以下の乗車人数制限等が課される。バイクの場合はマスク及び手袋の着用が義務づけられ, 人の同乗は住民サービスなど一定の場合に限られる。

(ウ)配車アプリ(ゴジェック, グラブ等)を通じたバイクタクシーによるサービスは, 物の運搬に限定され, 相乗りによる人の運搬はできない。

(3) 検査関係

本制限実施期間中, 当局による新型コロナウイルスの疫学的検査(コンタクト・トレーシング)対象に指定された場合, 検体検査に応じる義務が生じる。

(4) 罰則規定

違反した場合, 法令に基づき罰則が課される。

(参考)バンジャルマシン市の大規模社会制限の内容は以下のリンク(4月22日付メール)をご参照ください。

<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100048194.pdf>

3 また、南カリマンタン州、東カリマンタン州、北カリマンタン州の主要都市において迅速抗体検査を受けることができる主な医療機関のリストを当館ホームページに掲載しておりますので、必要に応じご参照ください。ただし、医療機関の状況も刻々と変

化する可能性がございます。あくまで資料日付時点のものであることを予めご了承ください。

<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100054524.pdf>

4 在留邦人の皆様におかれましては、上記規則の遵守に注意するとともに、引き続き、感染予防と所在の地方政府の動向を含む最新情報の入手に努めて下さい。このメールは、当館管轄区域にお住まいの皆様及び「たびレジ」に登録されている方に配信されております。

【問合せ先】

在スラバヤ日本国総領事館(管轄区域:東ジャワ州, 東カリマンタン州, 南カリマンタン州, 北カリマンタン州)

住所: Jl. Sumatera 93, Surabaya, INDONESIA

電話: (市外局番 031) 5030008 (夜間休日緊急連絡先: (国番号 62)-21-27899750

※2020年3月31日から夜間休日緊急連絡先が上記番号に変更となりました。

国外からは(国番号 62)-31-5030008

FAX: (市外局番 031) 5030037

国外からは(国番号 62)-31-5030037

ホームページ: <https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/>

○「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

以上